

## 「JAIAS による IASB 基準設定活動への支援プロジェクト」(IASB 支援プロジェクト)における報告者の決定手続について

### 1. 査読者の決定

(1) 国際交流委員長(以下、委員長という。)は国際交流副委員長(以下、副委員長という。)と相談の上、各応募原稿につき査読担当者候補2名を選定し、国際交流委員会に諮る。査読担当者候補2名のうち1名は、国際交流委員会委員とする。なお、必要に応じて、査読担当者候補を非会員から選定することができる。

(2) 委員長は、国際交流委員会で承認された後に、査読担当者に査読を依頼する。

### 2. 査読手続

(1) 査読担当者は、2(2)に規定する査読評価の基準および2(3)に規定する査読方針にしたがい査読を行い、2(4)に規定する査読結果およびそれに至った判断理由を回答期日までに委員長宛に書面にて報告する。

(2) 応募原稿の査読にあたっては、次の査読評価の基準により評価を行う。

- ① 有用性：IASB や学界等に対する貢献があり、論文を報告することに意義がある。
- ② 信頼性：構成が論理的であり、表現についても適切である。
- ③ 適切性：採用した方法が適切である。

(3) 応募原稿の査読にあたっては、次の査読方針にしたがう。

査読は、論文の質を評価することを目的とするが、建設的なコメントをすることによって、論文の質を向上させ、以て学会活動の活性化を図るという視点にも配慮する。

(4) 応募原稿に関する査読結果は、次の①から③のいずれかとする。

- ① 無修正報告可
- ② 趣旨に変更のない修正の上、報告可
- ③ 報告不可

### 3. 報告論文の決定

(1) 国際交流委員会は、査読担当者から委員長に報告された査読結果にもとづき、査読担当者2名の査読結果がともに2(4)の①または②である応募原稿を報告対象論文として決定し、応募原稿執筆者にその旨を伝える。ただし、報告可とする応募原稿が多数ある場合には、IASB が希望するテーマに沿った論文、あるいは②より①の評価がなされている論文(さらには、査読結果の優れた論文)の報告を優先させることとする。

### 4. 学術誌への投稿の取扱い

IASB 支援プロジェクトに投稿する段階で、応募原稿と同一の(あるいは内容がきわめて類似している)論文が他の学術誌に受理されている場合には、IASB の関係者のコメントを

論文に反映させることができないので、投稿は認めない。委員長は、応募原稿執筆者が他の学術誌に受理されていないことを事前に確認する。

#### 5. 同一執筆者による複数原稿応募の取扱い

同一執筆者が複数の原稿を同時に投稿するのを認めるが、第1著者としての投稿は1論文に限る。

#### 6. 応募原稿執筆（予定）者が監査法人や企業等の関係者である場合

監査法人や企業等の関係者が IASB 支援プロジェクトに投稿することを促進するために、監査法人や企業等の関係者から論文執筆の相談を受けた場合、委員長は副委員長と相談の上、論文を完成させるための助言を行うことができる。

#### 7. 本申し合わせの改廃

本申し合わせの改廃は、国際交流委員会の過半数の賛成によって発議し、理事会がこれを決定し、会員総会で報告するとともに、本会ホームページにおいて会員に周知する。

（附則）

1. 国際会計研究学会国際交流委員会 2022年9月9日決定
2. この規程は、2022年10月7日から施行する。